○農林水産省告示第二千二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県福山市山野町大字山野字田原上ノ山一二六七の二、一二七一の一、一二七一の二、一二七二の一、一二七二の三、庄原市西城町小鳥原字厚間一五九の三、一五九の六三、一五九の六六、一五九の六七、東城町菅字杖崎山一四の五、一四の九、一五から一七まで、二三、二四の一、二四の二、二五の一、二五の二、二六の一、二六の二、二七、二八の二、字天郷ケ丸三〇の一から三〇の三まで、三二の一、甲三二の二、三五の二、三五の三、三五の六から三五の一〇まで、三六の一から三六の三まで、三七の二、三八、三九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字田原上ノ山一二六七の二、一二七一の一、一二七一の二、一二七二の一、一二七二の三、字杖崎山二八の二・字天郷ケ丸三九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県庄原市川北町字重行一三三〇の一（次の図に示す部分に限る。）、高野町和南原字奥三沢山二一七の一七から二一七の二五まで、二一七の二八から二一七の三〇まで、二一七の四一、二一七の四五、神石郡神石高原町父木野一七九〇、一七九四、六二四一の一、高蓋二七六七、六三四三の一、六三四三の二、六三五〇、三次市十日市町字高平一四二の二・一四四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五二の一、一五七の二、字植松一七一の一、山県郡安芸太田町大字坪野字字佐下モ平七〇八、七〇九、字字佐一三八八、一三九三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県三次市作木町伊賀和志字草野四三二から四三六まで、四三七の一から四三七の三まで、七六四から七六九まで、甲奴町太郎丸字長谷平山二〇二、二〇三の一、二〇三の二、二〇六、字スリ字祢山二二一、二二二、二二三の二、二二四、字柴サヤ両平二二八、二三〇、二三二の一、二三三、二三四、二三七、二三九、二四〇、字明神山二四六、二四七、字奥迫四一七、四二三の二、四二三の四、四二七の一、四二七の四、四二七の六、四二九の一、四二九の二、四三〇、四三一、四三四、字宗国四七六、五三九の二、五四一、五四三の一、五四三の二、五五七、五六〇、五六八の一、五六八の二、五六九、五七〇の一、五七〇の二、五七一、五七三、字大仙沖五八三、庄原市高野町南字殿丸五九の一、字金輪谷一二〇、一二四、一二五、口和町竹地谷字女節三四五の一、三四五の二、三四八の一、三四八の三、三四九、三五〇、三五一の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　広島県庄原市川北町字盤ノ谷二〇六九、二〇七〇、二〇七一の一、口和町宮内字宮之谷一六・一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町小鳥原字厚間一五九の七、西城町熊野字大成山四二〇の四、三次市吉舎町三玉字新屋平七七の一五、七七の一六、八一の一・八一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三良坂町長田字嵯峨山五一二の一、五一二の三、五一四の一

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字松原字松原六九〇、六九七、六九八、七〇〇、安芸高田市八千代町向山字大原一一〇、一一一の一、一一一の二、字備前坊一二五、一二七の一、字上陰地一一四七の一、高宮町川根字大穴一七九三の一、神石郡神石高原町油木字有元乙六六一四の三、乙六六一四の四、乙六六一五、乙六六一七、相渡字水清五七七四、五七七五の三、五七七八、五七九四の三、五八二四の二、五八八三の二、五九五〇の一、五九五四の一、五九五九、五九六〇の一、五九六〇の三、五九六三、五九六五の一、五九七〇、五九七八、六〇〇九の二、六〇一〇、字野呂五九六四の一、六〇三六の五、六〇四一、六〇四二の一、六〇五五、六〇六六、庄原市西城町熊野字梶谷山三九八、字落合四六五の二、川西町字伊達九八五、字井柳一一六〇の一、一一六一、比和町森脇字王居峠東側二七四の一、比和町三河内字越原山三二三二の七

二　指定の目的　水源のかん養